

北村山地域内災害時の広域支援協定書

災害時における村山市・東根市・尾花沢市・大石田町所管の河川・道路・住宅等の災害応急対策業務に関し、各地方公共団体長と各受託団体、村山市建設業協会長、東根市建設業協会長、尾花沢市建設業協会長、大石田町建設業協会長は災害協定を締結しているところであるが、各協会及び社団法人北村山建設業協会長は広域相互支援に関し次のとおり協定する。

(目的)

第 1 条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生による、河川・道路・住宅等に災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、各市町と各市町協会間においてそれぞれ協定を締結して、早期復旧に期しているところではありますが、その協定による対応を超える災害等が発生した場合において、当該協会は隣接協会等の支援を受ける事により、連携しながら迅速な被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に万全を期する事を目的とする。

(連絡担当)

第 2 条 各市町協会及び北村山協会は、総合支援に関する連絡担当責任者等の体制を定め、災害時等は速やかに相互に緊密な連絡を行うものとする

(支援業務の内容)

第 3 条 支援業務内容は各市町と各市町協会がそれぞれの協定で定める業務内とする。
2 相互に業務内容を教示し、業務内容を共有しておくものとする。

(支援業務の要請)

第 4 条 災害の状況を踏まえ、当該市町の承諾の下に、当該市町協会は隣接する市町協会のいずれかまたは全市町協会に支援を要請することができるものとする。
2 要請を受けた市町協会は当該市町協会の指揮下にはいるものとする。
但し、当該市町の指示ある場合は、当該市町協会はその旨の要請を行い、要請を受けた市町協会は当該市町の直接の指揮下に入り。また当該市町に対して責を負うものとする。
3 北村山協会は、当該市町協会の要請を受けて、連絡、調整支援を行うことができるものとする。

(支援要請の手続き)

第 5 条 当該市町協会は、応援を要請するときは次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話、電信等により迅速に要請を行うとともに、後日書書によって要請を行った協会に速やかに提出するものとする。
(1) 災害等の状況及び応援要請をする理由
(2) 応援を必要とする場所
(3) 応援を必要とする作業内容及び必要な建設機械、資材、労力等
(4) その他応援に必要な事項
2 当該協会は、その要請内容については当該市町に対して責を負うものとする
3 北村山協会は、行った連絡、調整支援について、当該協会及び要請を受けた協会に対して責を負うものとする。

(支援業務の報告)

第 6 条 当該市町協会は、当該市町に対し支援要請状況を適時に報告すものとする。
2 要請を受けた市町協会は、当該協会に対して支援業務履行状況を適時に報告を行うものとする。
3 北村山協会は、連絡、調整支援状況について、当該市町協会に対して適時に報告を行うものとする。

(契約の締結)

第 7 条 当該市町協会は、要請を受けた市町協会の会員が出動したときは停滞なく当該会員との工事請負契約の締結について責を負うものとする。
但し、当該市町の指示を受けての当該市町協会から要請で当該市町の指揮下になった市町協会は除くものとする。

(損害の負担)

第 8 条 業務の実施にともない、当該市町協会、要請を受けた市町協会の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合に、要請を受けた市町協会はその事実の発生後停滞なく、その状況を書面により当該市町、当該市町協会及び北村山協会に報告し、その措置については4者において協議して定めるものとする。

(情報交換)

第 9 条 各市町協会及び北村山協会は、各市町の協力を得て、相互にこの協定に基づく支援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を交換するものとする。

(有効期限)

第 10 条 この協定の期間は、平成19年8月1日から平成20年7月31日までとする。
但し、前項に規程する期間満了の1箇月前までに各市町協会及び北村山協会のいずれからも何ら申し出のない時は、引続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、本書5通を作成して、各市町協会長及び北村山協会長が署名の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成19年 7月31日

村山市建設業協会長

東根市建設業協会長

尾花沢市建設業協会長

大石田町建設業協会長

社団法人 北村山建設業協会長

高橋博
佐藤昭一
大山政美
森一二三
大山政美